

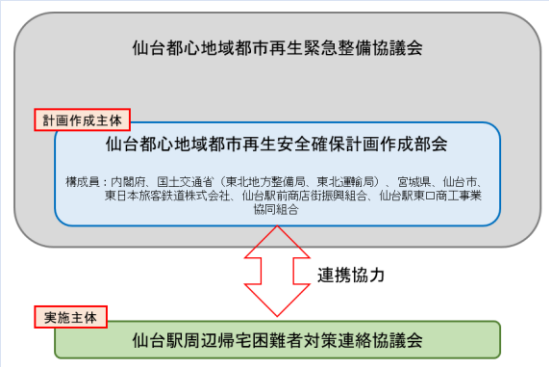
第1章 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

・1-1 都市再生安全確保計画の意義

本市は、宮城県沖地震や東日本大震災における経験や知見を踏まえ、将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えたしなやかで強靱な都市に向け、防災環境都市づくりを進めていく必要がある。
 本計画範囲は都市再生緊急整備地域とする。

・1-2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制

本計画は、仙台都心地域都市再生緊急整備協議会の下に設置された仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会により作成する。実施にあたっては、仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会と連携協力しながら行うものとする。



・1-3 被害の検討等

下記の地震によって、本市内では以下のような被害が生じると想定する。

項目	東北地方太平洋沖地震	長町一利府線断層帯地震
地震の規模	M9.0	M7.5
最大津波高	10.3m	－
建物被害	全壊2,510棟、半壊7,217棟	全壊20,755棟、半壊9,013棟
死傷者	死者500人、負傷者307人	死者950人、負傷者2,500人

・1-4 都市再生安全確保計画の目標

仙台都心地域の現状、大地震等の被害想定とともに、仙台市地域防災計画等を踏まえ、本計画における目標を下記のとおり定める。

- 一時滞在施設・場所の確保
→想定される帰宅困難者を収容し、適切に保護する。
- 退避誘導体制の確保
→発災後の一斉帰宅を抑制し、仙台駅やその周辺で多数の人が滞留することによる混乱や二次的災害を生じさせない環境を形成する。
- 災害情報の共有
→被災状況や公共交通機関の復旧見通しなど、情報収集・発信の仕組み作りを行う。

・1-5 都市再生安全確保計画の更新・運用

計画の更新・運用は、仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会の活動を踏まえ、作成部会が実施。

第2章 滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

・2-1 都市再生安全確保施設の整備及び管理

一時滞在施設・場所として、災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れることについて本市と協定を締結した施設として、JR仙台駅・仙台駅東西地下自由通路・エスパル仙台店・ホテルメトロポリタン仙台等が確保されており、また、仙台駅周辺以外においても一時滞在施設・場所としての協力施設が増えてきている。
 本市では、想定される帰宅困難者を収容するスペースを確保しているものの、発災時に必ずしも全ての施設が開放可能であるわけではない。また、感染症対策等で更なるスペースが必要になる可能性もあることを踏まえ、今後も仙台都心地域において、公共施設や民間施設の協力を得ながら、一時滞在施設・場所の確保を推進する。

・2-2 その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業

「地震災害時における大規模な建築物の応急危険度判定の協力に関する協定」を建築構造に関する専門知識を持った建築構造専門家団体と結んでおり、震度6弱以上の地震災害が発生した場合に一時滞在施設等の予め指定した建築物の判定を自動的に行う体制を確立している。

・2-3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

定期的な協議会・ワーキングの開催と訓練の実施により、顔の見える関係づくりを行い、安全確保に関する認識や必要な備蓄物資等の点検・管理手法などを共有する等、避難誘導体制の確保・強化を図る。
 発災後速やかに、市ホームページ等の様々な広報媒体を通して、被災状況や公共交通機関の復旧見通し等を帰宅困難者等に知らせるなど、広報活動を充実させ、情報発信する仕組み作りを推進する。

・2-4 滞在者等の安全の確保のために必要な事項

上記以外の取組として、パンフレット作成等による地域への周知、災害時に自力での避難等が困難な人（高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れ等）に対する支援方針等について今後も協議を続けていく。

第3章 その他都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項

大規模地震により、企業活動が停滞すると地域の生活や経済への影響が大きくなることが懸念される。地域内の関係者と連携し、被害を最小限に抑えとともに、事業を復旧・継続させる備えを検討することが重要であり、そうしたことの積み重ねが地域全体の信頼性の確保や社会的評価の高まりに繋がっていく。
 本計画の運用を進めた上で生じた課題や新たな社会的課題、都市基盤整備の進展等に併せた対応を引続き行っていき、必要に応じた内容更新をする。